

平成27年労第121号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、Kグループで技術員として就労していた。その後、被災者は、平成〇年〇月〇日、KグループからB県C市所在のD工場（以下「工場」という。）に配置換えとなり、工場の製造ラインにおいてオペレーター業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、被災者所有の自家用車内で死亡しているところを義母に発見された。死体検案書によれば、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇、直接死因：一酸化炭素中毒、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は平成〇年〇月下旬頃に I C D—1 0 の診断ガイドラインの『F 3 2.0 軽症うつ病エピソード』（以下「本件疾病」という。）を発病した。」旨の意見を述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求代理人は、①平成〇年〇月に行われた配置転換は、被災者がこれまで従事してきた技術的・専門的な職務から、何ら専門性のない単純作業（オペレーター業務）へ変更させたこと等の理由から、懲罰的かつ左遷的なものであると評価でき、かつ、この配置転換以降、被災者は、日々自らに課せられた懲罰性を再認識させられていたはずであるから、この配置転換を平成〇年〇月時点での単発の出来事とみるべきではなく、被災者が本件疾病を発病した平成〇年〇月頃までの間、継続的に心理的負荷を与えた事象としてみるべきであること、②上記配置転換以降、被災者は今まで経験したことの無いオペレーター業務に

従事し、「常時緊張状態を強いられる状態となった」ことを主張するが、これらの出来事は、本件疾病発病前のおおむね6か月以上前の出来事であることから、心理的負荷の評価の対象とはならないと判断する。

なお、請求代理人は、上記①の配置転換について、認定基準別表1「配置転換があった」に該当する出来事であるとしつつも、当該配置転換を本件疾病の発病時点である平成〇年〇月頃まで継続した出来事として捉えるべきである旨強く主張するが、被災者が本件疾病を発病する約1年前の出来事であり、また、配置転換自体がいじめやセクシャルハラスメントのように出来事が繰り返されるものではない以上、請求代理人の主張は採用することができない。

この点、当該配置転換があった理由について、E人事部長は「被災者は勤務中にパソコンを私的利用しており、これについて再三の注意をしたにもかかわらず従わなかったことを踏まえ、パソコンを使用しない部署として工場勤務を提案し、本人の了承を得て配置転換をしたのであり、当該配置転換は懲罰処分として実施したわけではない。」旨述べている。また、F室長も、「被災者が勤務時間中にアダルトサイトを閲覧していたため、再発防止のために、本人の了承を得て、パソコンを使用しない部署に異動させた。」旨述べており、当該配置転換の理由については、両者の申述が一致している。さらに、本件の一件記録から、被災者が配置転換に対し特に異議を唱えることなく配置転換先で勤務を継続していたことからすれば、仮にこの出来事を評価するとしても、心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間におけるの業務に関する出来事を、以下検討する。

ア 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

イ 請求人らは、業務に関する出来事として、①平成〇年〇月から〇月までの間、勤務シフトが変更されたこと、②同年〇月頃、増産によって時間外労働時間が増加したこと、③平成〇年〇月、被災者が休暇の申請をメールで行ったところ、上司から注意を受けたこと、④同月、上司から被災者は「一(いち)オペレーター」であり、仮にオペレーター業務以上のことができても評価さ

れないと言われる等の低い勤務評価を受けたこと等を主張する。

- (ア) 上記イの①の主張を、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点、会社が提出したカレンダーによれば、平成〇年〇月から〇月までの期間、所定休日が土曜日と日曜日から木曜日と金曜日になったという勤務シフトの変更が認められる。

しかしながら、当該勤務シフトの変更により、休日が減ったわけではなく、勤務時間が大きく増加した事実も認められないことを踏まえると、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

- (イ) 上記イの②を認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるところ、被災者の時間外労働時間は、平成〇年〇月が約14時間、同年〇月が約59時間、平成〇年〇月が約39時間、同年〇月が約71時間であると認められる。

したがって、認定基準の「時間外労働時間がおおむね20時間以上増加し1月当たりおおむね45時間以上となった」に該当し、当審査会としては、その出来事の心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

- (ウ) 上記イの③の主張を、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると「上司とのトラブルがあった」に該当するとみると、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点、請求代理人は、上記イの③の主張に関する出来事は、平成〇年〇月であった旨述べているが、原処分庁が、平成〇年〇月〇日、Gリーダーに対して事実関係を再確認したところ、Gリーダーは「当該出来事は平成〇年〇月〇日頃だったと思います。」と述べており、事実被災者は同日に年次有給休暇を取得していることが認められることから、当該出来事は、平成〇年〇月〇日のことであると判断することが相当である。

そうすると、この出来事は被災者の本件疾病発病前のおおむね6か月よりも前の出来事であり、認定基準別表1の具体的出来事として当てはめ、評価することはできない。

- (エ) 上記イの④の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラ

ブルがあった」に該当するとみることができ、するとその平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点、評価シートによれば、平成〇年〇月の勤務成績については、請求人の自己評価より上司の評価が上回っていることが確認できる。また、この勤務成績については、被災者が自己評価をし、上司が面談という機会を設けた上で評価理由を説明し、合意するというプロセスにより行われたものであることに鑑みると、当該出来事は、客観的にはトラブルとはいえないものであるが、請求人自身は不当に低い評価を受けたと感じた可能性も否定できないことから、当審査会としては、その心理的負荷を評価するも、その総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 上記のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「中」の出来事が1つ、「弱」の出来事が2つであるから、全体評価は「中」であって、「強」に至らないと判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。